

岡山市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、予算の範囲内において岡山市難聴児補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(交付対象児)

第3条 助成金の交付対象児（以下「対象児」という。）は、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳未満の難聴児であること。
- (2) 両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上であること。ただし、医師が装用の必要性を認めた場合は、30デシベル未満であっても対象とする。
- (3) 身体障害者手帳の交付の対象ではないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、補聴器又は補聴援助システム（以下「補聴器等」という。）の購入又は製作に要する経費（当該補聴器等を購入又は交付決定のあった日からそれぞれ5年を経過するごとに買い替えるための経費を含む。以下「購入費」という。）とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、5年を経過しないで買い替える場合も助成の対象とするものとする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、購入費と、別表1の補聴器の名称の欄に掲げる補聴器の名称及び別表2の補聴援助システムの名称の欄に掲げる補聴援助システムの名称の区分に応じ、それぞれ1台当たりの基準価格の欄に掲げる額とを比較していずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の額は切り捨てるものとする。

2 補聴器（補聴援助システムは除く。）は、装用効果の高い側の耳への片側装用を原則とし、市長が、教育、生活上等特に必要と認めた場合は両側に装用することができるものとする。この場合において、助成金額は、左右それぞれの耳について前項の規定により算定した額を合算した額とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、この要綱及び規則に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の医師が、対象児の聴力検査を実施した後に申請者に対して交付した難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（3歳未満）（様式第2号）又は難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（3歳以上）（様式第3号。以下これらを「意見書」という。）

（2） 身体障害者手帳の交付申請をした難聴児については、身体障害者手帳交付に係る却下決定通知書の写し

（3） 意見書の処方に基づき、公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器専門店が作成した見積書

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、必要な審査を行い、その適否について書面により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、岡山市障害者更生相談所に補聴器等の構造、機能等に関する技術的な意見を聴くことができる。

2 前項後段の規定にかかわらず、市長は、補聴器の両側への装用、軟骨伝導式補聴器・骨導式カチューシャ型補聴器又は補聴援助システムに係る交付申請があったときは、その適否について、岡山市障害者更生相談所に意見を求めるものとする。

（補聴器購入）

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、第6条第3号に規定する見積りを依頼した業者から、補聴器等を購入しなければならない。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第9条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（助成金の請求及び支払）

第10条 規則第19条第2項に規定する請求は、難聴児補聴器購入費助成金請求書（様式第4号）に領収書を添えて行わなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に申請のあったもの又は第 7 条の規定による交付決定を受けたものにあつては当該交付決定の日から 5 年を経過したものから適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に申請のあったもの又は第 7 条の規定による交付決定を受けたものにあつては当該交付決定の日から 5 年を経過したものから適用する。ただし、第 7 条の規定による交付決定が補聴器のみに係る交付決定である場合には、当該交付決定の日から 5 年を経過していない場合でも、補聴援助システムに係る申請を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

補聴器の名称	1 台当たりの 基準価格(円)	備考	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	44,000	価格は電池を含む。 身体の障害の状況によりイヤモールドを必要とする場合は、9,500円を加算する。 ベビー型の場合は5,800円を加算する。	5 年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	46,400		
高度難聴用ポケット型	44,000		
高度難聴用耳かけ型	46,400		
重度難聴用ポケット型	59,000		
重度難聴用耳かけ型	71,200		
耳あな型（レディメイド）	92,000	価格は電池を含む。 対象者は、ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者とする。 特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者とする。	
耳あな型（オーダーメイド）	144,900		
骨導式ポケット型	74,100	価格は電池、骨導レシーバー及びヘッドバンドを含む。	
骨導式眼鏡型	134,500	価格は電池及び平面レンズを含む。	
骨導式カチューシャ型	220,000	価格は電池を含む。 対象者は、その他補聴器の使用が困難で真に必要な者とする。	
軟骨伝導式	185,000	価格は電池を含む。 対象者は、その他補聴器の使用が困難で真に必要な者とする。	

別表 2（第 5 条関係）

補聴援助システムの名称	1 台当たりの 基準価格 (円)	備考	耐用年数
送信機	1 3 5, 4 0 0	充電池を含む。	5 年
受信機	9 7, 3 0 0		
オーディオチュー	5, 2 5 0		

備考 補聴援助システムについては、就学以降又は 6 か月以内に就学予定の交付対象児で、教育、生活上等の諸条件に基づき必要と認められる場合に交付できるものとする。